

報告第 7 号

処分報告（令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
るので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 18 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号）の件

令和7年度貝塚市一般会計補正予算（第2号）の件

令和7年度貝塚市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,824,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月22日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,280,748	312,000	8,592,748
	2. 国庫補助金	967,146	312,000	1,279,146
歳 入 合 計		40,512,914	312,000	40,824,914

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		5,645,859	312,000	5,957,859
	2. 徴税費	348,108	312,000	660,108
歳	出	合	計	
		40,512,914	312,000	40,824,914